

実務対応報告公開草案第 51 号

「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第 51 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）（平成 29 年 1 月 27 日公表）

2. コメント募集期間

平成 29 年 1 月 27 日～平成 29 年 3 月 3 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）（平成 29 年 3 月 29 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	株式会社 プロネクサス
CL2	一般社団法人 信託協会
CL3	日本公認会計士協会
CL4	株式会社 ディスクロージャー&IR 総合研究所
CL5	有限責任 あずさ監査法人
CL6	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL7	一般社団法人 生命保険協会
CL8	企業年金連絡協議会
CL9	公益社団法人 日本年金数理人会・日本アクチュアリー会
CL10	有限責任監査法人 トーマツ
CL11	PwC あらた有限責任監査法人

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL12	高倉 義和	企業経理担当者
CL13	関口 幹夫	
CL14	高畑 修一	退職給付専門委員会 専門委員

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対する対応です。
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。
また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応	
総論			
(全体を支持するコメント)			
1) 本公開草案の内容を支持する。	基本的に同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。	
(いずれかの方法を定めたガイダンスを速やかに公表することを求めるコメント)			
2) いずれの方法が認められるかの結論を速やかに導くべきである。	<p>利回りの下限としてゼロを利用する方法（以下「ゼロ止め」という。）とマイナスの利回りをそのまま利用する方法（以下「マイナス利回り」という。）のいずれが認められるべきかについて継続して検討を行い、できる限り速やかに結論を導くべきである。</p> <p>貴委員会は、ゼロ止めとマイナス利回りのいずれの会計処理が妥当か、又はいずれも妥当とする場合はその判断基準は何かなどを本来明確にするべきである。しかし、本公開草案では、様々な論点があることを指摘するにとどまり、国際的な動向も明確でないこと等を理由に、当面の取扱いとしていずれも認めるという提案となっている。</p> <p>したがって、本公開草案で掲記されている論点や割引率が具備すべき要件など本質的な論点について継続して検討を行い、できる限り速やかに結論を導いていただきたい。</p>	本公開草案第 16 項（本実務対応報告第 17 項）に記載のとおり、平成 30 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度の取扱いに関しては、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、引き続き検討を行うこととしている。	
	議論は既に 1 年超経過していることから、本公開草案第 16 項に示されているとおり、恒久的な取扱いを含めた今後の方向性を早期に定めるべく、本実務対応報告の公表後も直ちに審議が継続されることを望んでいる。		同上。
	現時点では国債等の各残存期間におけるマイナスの利回りの幅が大きくないことを踏		同上。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>まえると、本実務対応報告案による取扱いの影響は限定的と思われるが、将来的な金利水準の動向によっては、大きな影響が生ずる可能性もあるため、ゼロ止めとマイナス利回りのいずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、引き続き検討を行うことを支持する。</p>	
	<p>ゼロ止めとマイナス利回りのいずれが適切であるかを明確にする実務対応報告を公表することが望ましく、そのためにはさらなる分析やそれに基づく十分な議論が必要であると考え。仮にいずれの方法も認めるとする実務対応報告を公表する場合には、今後議論が必要となる論点を明示し、公表後、速やかに議論を再開してそれらの検討を進め、結論を得られるようにすることが適当である。</p>	<p>今後議論が必要となる論点については、本公開草案第10項から第12項(本実務対応報告第11項から第13項)に記載した論点を中心に想定している。</p>
<p>(全体を支持しないコメント)</p>		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>3) 本公開草案の内容を支持しない。</p>	<p>スケジュールの都合等により退職給付専門委員会において議論がほとんど行われなかったことから（実際には2016年12月5日に1回だけ行われた。）、公開草案に対するコメントを下記の通り提出いたします。</p> <p>本件については、同意しない。</p> <p>公開草案第5項の記載のとおり企業会計基準委員会(2016年3月9日)の議事概要（以下、「議事概要」）が公表されている。議事概要には会計基準等のように規範性や拘束力がないが、それが2016年3月期の決算において実務上の指針となったことは間違いない事実である。そして、当時の状況から大きな(劇的な)変化がなければ、議事概要に「平成28年3月決算においては」と記載されていたとしても、以降の実務においてその内容が踏襲されるもの、そうあるべきであり、それが会計処理の継続性ということではないだろうか。したがって、本公開草案のような内容的に中途半端な(品質面で問題のある)ものを公表する必要性はないと考える。</p> <p>また、公開草案第6項には「基準諮問会議より、マイナス金利に係る種々の計計上の論点への対応について、必要に応じて適時に対応を図ることの依頼を受け」、「これらを踏まえ(中略)本実務対応報告において、必要と考えられる当面の取扱いを示すこととした」と記載されているが、何をふまえて(何をきっかけに)検討が開始されたのかが記載されておらず、この点からも必要性が理解できない。議事概要に記載されていた、「本論点に対して当委員会としての見解を示すには相当の審議が必要と考えられる」、「現時点では、退職給付会計において金利がマイナスになった場合の取扱いについて当委員会の見解を示すことは難しいものと考えられる」状況から、例えば、マイナス金利の状況が進行して、会計基準設定主体としての見解を示すことが必要な状況になった際に、相応の審議を経たうえで正式見解を公表する、そのように理解していたが、公開草案の内容(および審議の経緯)はそのようなものではなく、期待やニーズに応えた内容には全くなっていない。</p>	<p>現時点では残存期間が10年の国債等の利回りはプラスであるものの、残存期間が5年未満の国債等の利回りはマイナスであることや、平成28年3月の議事概要は平成28年3月決算における取扱いとされていることのほか、退職給付債務等の計算は、一般的に財務諸表に与える影響が大きく、平成29年3月期の決算に向けて本論点については早急に取扱いを示すべきであるとの実務上の要請が聞かれたことを踏まえ、本論点については、実務対応報告の基準開発を行うことが適切であると考えて公表に至ったものである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
各論		
(割引率に関する取扱い)		
<p>4) 恒久的な取扱いではなく当面の取扱いとして同意する。</p>	<p>マイナス金利が長く持続するような状況下では、企業等は年金資産の運用において利回りがプラスの他の金融商品で運用することを検討し選択するはずであり、マイナス金利という事実をもって、退職給付債務等の計算で利用する金利をゼロ止めする理論的根拠は全くないとする。したがって、プラスの場合は上限を設けず、金利がマイナスの時のみゼロ止めすることは理論的には正しくないとする。</p> <p>ただし、本公開草案は、議事概要を基本的に踏襲しているものであること、また、適用期間を限定していること、加えて、この1年間の国債の利回りのマイナス幅が大きいこと及び最近の10年物国債をはじめ利回りがプラスになっている状況を鑑み、恒久的な取扱いではなく当面の取扱いとして同意する。</p>	<p>本公開草案の提案を支持するコメントである。</p> <p>なお、左記のコメントは、平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関する今後の検討の際に参考としたい。</p>
<p>5) それぞれの割引率を適用する際の理論的根拠を示すべきである。</p>	<p>債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付等の計算における割引率について、ゼロ止めとマイナス利回りのいずれも認めている。現時点でどちらか決められない理由は記載されているが、各々の会計処理の理論的な根拠が不明確である。企業が判断を行う材料として、理論的な根拠を示すべきである。</p>	<p>利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のそれぞれの論拠の概要に関しては、本公開草案第10項から第12項（本実務対応報告第11項から第13項）の結論の背景に記載されている。</p> <p>なお、平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関しては、引き続き検討を行うこととしており、今後、議論を行っていく中で、それぞれの方法の論拠について深めていく予定である。</p>
	<p>現時点においては、ゼロ止めと、マイナス利回りのいずれかの方法に統一することを会</p>	<p>同上。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>計基準等(会計基準、適用指針および実務対応報告)に定めることが難しい状況であることは理解する。しかし、公開草案にはそれぞれの会計処理についての理論的な根拠が記載されておらず、この内容では会計基準等としての品質を満たしていないと考える。</p> <p>企業においてゼロ止め、マイナス利回りのどちらの会計処理を選択するかは自由、つまりフリーチョイス(したがって退職給付割引率は会計方針ではなく見積であると理解される。)であるとしても、企業会計基準委員会が作成する会計基準等には、企業が選択の判断を行うための、一定程度の理屈なり考え方なりが記載されているべきであり、それは会計基準等が維持すべき最低限の品質である。</p> <p>結論の背景を見る限り、さまざまな意見が掲載されているだけで、これらの意見が整理され議論が行われたようにはあまり感じられない。掲載されている意見は次の3種類に分類できるように感じられる。</p> <p>①現状の会計基準等を前提とした解釈に関する意見 ②退職給付債務の意味を再定義しようとする意見 ③現象面からの気づき</p> <p>案の結論は①に関するものと思われる。また、実務対応報告という形を採用した段階で、既にそれは選択されているとも考えられる。本件についての検討は、その立ち位置を明確にした上で行う必要がある。</p> <p>本件では、①②③を区別することがまずは重要であり、その上で②について議論することが有用であると考え。</p>	<p>左記のコメントは、平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関する今後の検討の際に参考としたい。</p>
6) マイナスの利回りを割引率に用いるの	<p>初めからマイナスになると分かっていたらマイナス金利となる国債等で運用するはずがなく(キャッシュで持てば良い)、マイナスの利回りを割引率に用いるのは合理性を欠く。</p>	<p>同上。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>は合理性を欠く。ゼロ以上とすることが妥当である。</p>	<p>引き当てた資産をすべて10年国債で賄っている場合は、最近のマイナス利回りの状況から、資産が減少することが妥当と考えられ、割引率もマイナスを認めるべきと考えられる。逆に、引き当てた資産を何かしら増加が見込める資産で賄っていた場合は、逆に割引率にはマイナスは認めるべきではない(負債の過大評価となる。)</p> <p>また、割引率は「期末における安全性の高い債券の利回り」としてリスクフリーレートを参考に行っていると解釈される。しかしながら、最近のマイナス利回りの状況等、そもそも10年国債を無リスク資産とすることが妥当とは言い難い状況であり、企業がリスク回避の行動をとる前提では、全ての企業に適用する基準としては、割引率はマイナスではなくゼロ以上とすることが妥当と考える。</p>	<p>同上。</p>
<p>7) 2つの方法に優劣をつけていないことを明確化すべきである。</p>	<p>2つの取扱いを両方とも認めており、その優劣(評価)については、今後の議論に任せられ、現時点では白紙であると考えているが、その理解が正しいことを確認したい。</p> <p>公開草案第2項の結論(会計処理)は、議事概要に記載されていたものから変わっていないが、議事概要では「マイナスの利回りをそのまま用いる論拠の方が、現行の会計基準に関する過去の検討における趣旨とより整合的であると考えられる」と、マイナス利回りが優、ゼロ止めが劣の会計処理間のヒエラルキーが存在する旨の見解が示されていた。この会計基準設定主体による会計処理の優劣に関する見解が、財務諸表等作成の実務に多少な</p>	<p>本公開草案では、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によるものとしており、それぞれの方法について特段の優劣はつけていない。</p> <p>同上。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>りとも混乱を生じさせたことは当然の事実であり、公開草案がその見解を白紙撤回することを目的としているのであれば、必要性が多少なりとも理解される場所である。しかし、公開草案にはそういった旨の記載は全くない（とはいえ、公開草案では、議事概要で示した会計処理の優劣についての会計基準設定主体としての見解は、いったん引っ込めているのであろう）。それどころか、公開草案第15 項（結論の背景）の「現時点の国債等の各残存期間におけるマイナスの利回りの幅が大きくないことを踏まえ」（この記載が何を意味するのか？理解できない。）、将来的にはどちらかというマイナス利回りをデフォルトとするような印象（中途半端な予見）を与えてしまっている。</p> <p>議事概要に記載されていた、会計処理間のヒエラルキーに関する会計基準設定主体としての見解について、公開草案の段階ではどうなったのか、明確に示す必要がある（副委員長が委員会席上で口頭にて議事概要の記載を撤回したとの情報もあるが、口頭ではなく何らかの書き物が必要である。）。</p> <p>なお、残念ながら最終化することになる場合であっても、上記への対応は実施いただきたい。</p>	
<p>8) 既にいずれかの方法を採用している企業に対しては、既存の方法の継続適用を求めべきである。</p>	<p>ゼロ止めとマイナス利回りのいずれかの方法を認めるのは、これから方法を決定する企業に限定し、既にいずれかの方法を採用している企業に対しては、既存の方法の継続適用を求めべきである。</p> <p>本公開草案においていずれの方法も認められるとしたことについては、既存の実務への配慮等のため、当面の取扱いとしては合理的な結論と考えられる。しかし、現時点におけるマイナス金利を取り巻く情勢や既に多くの企業でいずれかの方法が採用されていることに照らせば、当面の取扱いとしては「既存の方法をそのまま認める」ことで十分であり、本公開草案によって既存の方法からの変更を認める必要はないと考える。選択に当たって</p>	<p>利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の両者間の変更が会計方針の変更と会計上の見積りの変更のいずれに該当するかについては論点となり得るが、会計基準レベルの議論と考えられ、相応の審議が必要となると考えられることから、本公開草案では、この点について特段、定めて</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>考慮すべき点や当該方法が会計方針か否かについて本公開草案では明確にされていないことから、方法の変更を認めることはかえって実務を混乱させかねないことを懸念する。また、今回変更を行ったものの、将来的に議論が進展し、再度元に戻す必要が生じた場合は、頻繁な処理方法の変更につながりかねず、これは財務諸表作成者・利用者双方にとって望ましいことではないと考えられる。さらに、議事概要公表時から情勢は大きく変わっていないため、本公開草案では議事概要の内容が基本的に踏襲されていることや、いずれの方法を採用するかによる影響も乏しいことを考えると、既存の方法の継続適用が合理的である。</p>	<p>いない。</p> <p>このように会計方針の変更と会計上の見積りの変更のいずれに該当するかを特段、定めていないため、それぞれの方法の継続適用の要否についても、本公開草案では、特段、定めていない。</p>
	<p>適用時期が1年限りと限定されているものの、当該取扱いが延長されることも考えられる。ゼロ止めとマイナス利回りについて、一旦採用した方法は、正当な理由なく変更することはできないとの理解でよいか。</p>	<p>同上。</p>
	<p>従来いずれかの方法を選択して採用している場合においては、本実務対応報告の適用にあたり、従来採用している方法の継続性をどのように考えるか（従来採用した方法から変更する場合の取扱いを含む）について、適用上の論点となると考えられる。しかし、本公開草案においては、適用にあたっての考え方は示されていないことから、当該考え方を明示すべきであると考えられる。</p>	<p>同上。</p>
<p>9) 各社で採用している方法の見直しを意図したものでないことを明確にすべきで</p>	<p>実務対応報告の公表にあたっては、実務の安定に資するものとして、議事概要の取扱いを参考に各社においてこれまでに採用された方法が見直されることを意図したものではないことを明示することを検討いただきたい。</p> <p>2つの方法を優劣なく認める実務対応報告の公表により、前期において適用した方法の変更の可否や変更する場合の取扱い等に関して多様な考えが生じることが懸念される。実務の安定という観点からは、提案されている2つの方法のうちいずれが適切であるかの結</p>	<p>同上。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ある。	論が得られるまで、議事概要を参考に行われている取扱いを継続することが望ましいもの と考える。	
10) 本実務対応報告の適用は、「会計方針の変更」や「見積りの変更」には該当しないことの明確化を求める。	議事概要は、マイナス利回りとゼロ止めの双方を認め、優劣をつけていない。また、本公開草案もこの議事概要を基本的に踏襲しており、マイナス利回りとゼロ止めの双方を認め、優劣をつけていない。 このため、本実務対応報告を適用することが、「会計方針の変更」に該当するのか「見積りの変更」に該当するのかといった議論の俎上に載せることが難しい。結果として、本実務対応報告を適用することは、「会計方針の変更」や「見積りの変更」には該当しない、という理解で宜しいか確認させていただきたい。	コメント8) に記載のとおり、会計方針の変更と会計上の見積りの変更のいずれに該当するかについては論点となり得るが、会計基準レベルの議論と考えられ、相応の審議が必要となると考えられることから、本公開草案では、この点について特段、定めていない。
11) 示された二つ以外の方法を排除すべきではない。	記載されている二つの方法をいずれも認めることには同意するが、「いずれかの方法による。」との記載では当該二つの方法に限定されることとなる。恒久的な取扱いに関する結論が得られていない段階での当面の措置であることから、議事概要と同様の「いずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものと考えられる。」等の記載にて、当該二つの方法以外の方法を排除しない方が良いと考える。	左記のコメントは、平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関する今後の検討の際に参考としたい。
12) 利回りの下限としてゼロを利用する場合、具体的な方法を明確にすべきである。	退職給付に関する会計基準の適用指針第24項において例示されている方法により割引率を算出する際には、イールドカーブを参照して行うことになる。 退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法を採用する場合において、本公開草案第2項におけるゼロ止めによる場合、イールドカーブの支払見込期間の利回りがマイナスはそのまま使用して算出した割引率がマイナスになった場合にゼロとする方法、イールドカーブの支払見込期間の利回りがマイナスとなった期間についてゼロとした上で加重平均割引率を算出する方法が考えら	実務上、単一の割引率の算定方法は複数存在していることのほか、すでに平成28年3月期以降の決算における実務において一定の方法により割引率が算定されているものと考えられるため、本公開草案では、具体的な計算方法は明示していない。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>れる。</p> <p>利回りの下限としてゼロを利用する具体的な方法について想定しているものがあれば明確にしていきたい。</p> <p>公開草案には、ゼロ止めの会計処理を選択する場合に、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イールドカーブについてもマイナスの利回りをゼロ止めにするのか ・イールドカーブについてはマイナスの利回りをそのままとして計算するのか(結果として単一の加重平均割引率がマイナスとなった場合にゼロ止めとする。) <p>が記載されていない。</p> <p>公開草案は廃案とし、今後、適正なデュー・プロセスに則ってしっかりと議論し、品質の高い内容のものを作っていただきたい。</p> <p>なお、残念ながら最終化することになる場合であっても、上記への対応は実施いただきたい。</p>	<p>同上。</p>
<p>13) 記載の一部削除を求める。</p>	<p>公開草案第15項に、「現時点の国債等の各残存期間におけるマイナスの利回りの幅が大きくなることはないこと」が本実務対応報告における取扱いの結論の土台となっているような記述があるが、仮にマイナスの利回りの幅が現時点より大きくなった場合に本実務対応報告における取扱いを否定する想定でないのであれば、当該記述は不要と考える。</p>	<p>利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれも認めているのは、本公開草案第14項(本実務対応報告第15項)に記載した状況に加えて、現時点の国債等の各残存期間におけるマイナスの利回りの幅が大きくなることも踏まえたものであるため、今後、マイナスの利回りの幅が現時点よりも大きくなるかどうかにかか</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
14) 記載に重複がある部分について、記載を整理すべきである。	公開草案第12項に、「現時点における負債の金額は将来の見積り支払総額を超えることはないとの意見をどのように考えるかが論点となる。」と示されているが、これが「金銭的時間価値は時の経過に応じて減少することはないものとして、信用リスクフリーレートの下限はゼロになるとの意見が聞かれる。」と示す第10項と観点が重複しているのであれば、第10項と第12項とを整理・統合する方が良いと考える。	<p>ならず、当該記載は必要であると考え。</p> <p>本公開草案第10項（本実務対応報告第11項）は、マイナス金利の状況下において、信用リスクフリーレートをどのように考えるべきかが論点となるものである。</p> <p>他方、本公開草案第12項（本実務対応報告第13項）は、マイナス金利の状況下において退職給付債務を算定するにあたって、その算定額に企業固有の見積りを反映させる必要があるか否かが論点となるものである。</p> <p>よって、本公開草案第10項（本実務対応報告第11項）と本公開草案第12項（本実務対応報告第13項）は、異なる論点として整理している。</p>
15) 文意が不明確な箇所があるので、明確にすべきである。	結論の背景には文意が不明箇所ある。たとえば第12項で「企業固有の見積りをどのように反映すべきか」とあるが、これは「企業固有の信用力をどのように反映すべきか」ということではないかと思われる。また、それが「現時点における負債の金額は将来の見積り支払総額を超えることはないとの意見」と同値の命題であるかのように表現されているのは適切ではないと思われる。	同上。
16) 今後の検討では、国債を選択肢として認	公開草案第14項の記載を見ると、あたかも国際的にもマイナス利回りが大きな課題になっているような印象を受け、また、問題解決に向けて欧州で議論が展開しているかのよ	コメントを踏まえ、本公開草案第14項（本実務対応報告第15項）を「 <u>主に金融</u>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>めている日本基準の取扱いも重要な論点となる。</p>	<p>うな印象を受ける。しかし国際基準では、原則として優良社債の利回りが用いられるので、現状ではそれほど問題意識が高いとは考えられない。</p> <p>日本基準では、国債と優良社債の利回りには明らかな差異が常時存在しているにもかかわらず、これらが選択的に認められている中で、日本における国債のマイナス利回りだけを取り上げて論点とすることは、議論のバランスを失うように感じられる。退職給付債務の意味を再定義しようとする意見について検討するにあたっては、当然ながら、国債を選択肢として認めている日本基準の取扱いも重要な論点になるものと考えられる。</p>	<p>商品を中心とした欧州における議論では、現時点において統一的な見解は定まっていない」と修正することとした。</p>
(適用時期)		
<p>17)適用期間を1年に限定せず、慎重に検討すべきである。</p>	<p>本公開草案では当面の取扱いとして、ゼロ止めとマイナス利回りのいずれの方法も認めていることから、継続検討は必須であり、その点は本公開草案第16項にも明記されている。</p> <p>一方、検討には相応の時間を要する可能性も想定しているものと推察され、結果として、今回の当面の取扱いの適用の終了時期が非常に曖昧な状態となっている。</p> <p>実務対応報告という規範性を持った方針を示す以上、このように実際に適用される期間が不透明な状況は実務を不安定にさせかねない。このため、本公開草案の取扱いが適用される期間の終了時期を、現実的な検討期間を反映して設定するなど、本公開草案の取扱いの適用が実際に終了する時期に対する予見可能性を高めることが必要と考えられる。</p> <p>そのためにも、現在想定している適用時期の実現性について、十分な検討をお願いしたい。</p>	<p>本公開草案は、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれも認めた当面の取扱いであるため、適用期間を限定することが適切であると考え、平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度までに限って適用することとしている。</p> <p>そのため、平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関しては、引き続き検討を行うこととしている。</p> <p>また、当該検討の進捗状況によっては、本実務対応報告における取扱いを平成30年3月31日以後に終了する事業年度も継</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>「当面の取扱い」を、議事概要と同様に1年限定の取扱いとすることは、企業実務を安定させるという目的に必ずしも応えるものとはならないことから、反対意見が寄せられた。適用期間を制限する取扱いについては、再度慎重に検討すべきである。</p> <p>この論点は国際基準でも結論を得ておらず、日本基準で議論を尽くして結論を得るためには相当の期間を要する。1年で議論が収束することを前提して、「当面の取扱い」を1年限定とするのではなく、「当面の取扱い」の期限を定めずに、金利環境等も踏まえてフレキシブルに議論を行う方が、結果的に高品質なガイドランの策定に資することも考えられる。また、実務の安定のためには、「当面の取扱い」の適用を1年に限定せず、今後マイナス金利の会計処理の一本化に向けた検討を行うことを示すことで足りるものと考えられる。</p>	<p>続することを検討することとしている。</p> <p>同上。</p>
	<p>公開草案第3項において、適用期間が1年間限定とされている。会計基準等はゴーイング・コンサーンを前提として策定されるべきものであり、期間限定とする場合には相当の説得力のある理由が必要であるが、この点について、公開草案第16項(結論の背景)に「(ゼロ止め、マイナス利回り)いずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、引き続き検討を行う」との決意表明が記載されている。</p> <p>しかし、公開草案第16項(結論の背景)には「検討の進捗状況によっては、本実務対応報告における取扱いを(中略)継続することを検討する」との記載もある。このような”逃げ道“を用意しておくのであれば、そもそも適用期間を1年間に限定する必要はなく、いずれかの方法に一本化するべく引き続き検討を行う旨だけを述べればよいだけである。公開草案に至るまでに、企業会計基準委員の間で全員賛成を目指す等のいろいろな調整があったようであり、その結果、このようなわかりづらい記載ぶりになってしまったのであ</p>	<p>同上。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ろう。	
(開示)		
18) いずれの方法を採用しているかについて、注記すべきである。	退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、ゼロ止めとマイナス利回りのいずれの方法を採用しているかについて、退職給付に関する注記において開示することを求めるべきである。	本公開草案では、本公開草案第14項(本実務対応報告第15項)に記載した状況及び現時点の国債等の各残存期間におけるマイナスの利回りの幅が大きくなることを踏まえ、本公開草案第2項(本実務対応報告第2項)に定める当面の取扱いを明らかにすることとしているため、いずれの方法を採用しているかについての開示は、特段、定めていない。
19) 本実務対応報告を適用する際に、さらなる注記を求めるものではないことの明確化を求める。	<p>本実務対応報告を適用し、マイナス利回りを利用してもゼロ止めを利用しても、「注記事項(退職給付関係)」において利用した率を記載すれば足り、有価証券報告書の他の箇所、例えば「追加情報」において、「当連結会計年度より、実務対応報告第〇〇号を適用しております。」という記載することを求めている、という理解で正しいか確認させていただきたい。</p> <p>また、本公開草案においては、本実務対応報告を適用した場合、何等かの補足説明事項を記載することは求めているが、企業が自発的に「追加情報」(連結財規第15条、財規第8条の5)において補足説明をすることは妨げないという理解で正しいか確認させていただきたい。</p>	いわゆる追加情報とは、「会計方針あるいは貸借対照表又は損益計算書等に注記すべきものとして規則等で具体的に規定しているもの以外の注記による情報をいい、利害関係人が企業集団又は会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる情報である。」(監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」とされており、追加情報の注記を行うか否かについては、各企業が

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		個々の状況に応じて判断するものと考えられる。
その他		
20) コメント期間を短縮する際には、適正手続監督委員会が許可する等の手続を設ける必要がある。	<p>本公開草案のコメント期間は規則上の最低期間である2ヶ月から短縮されている。</p> <p>質問1へのコメントに記載したとおり、内容(品質)的に会計基準等として成り立つかどうかという大問題があるにも関わらず、コメント期間を短縮したことは誠に遺憾である。</p> <p>現在の規則上は、コメント期間の短縮を企業会計基準委員会の判断で実施可能なようだが、他国ではどうなのか? 委員会での公表議決の際に「内容が短いからコメント期間を短縮しても問題ない」、「他団体のコメント期間はだいたい1ヵ月だから問題ない」といった旨の、デュー・プロセス規則を無視した、不謹慎な発言があったようだが、コメント期間の短縮を行う場合には適正手続監督委員会が許可する等の手続を設ける必要はないのか?</p>	<p>当委員会の開発する会計基準のデュー・プロセスは、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)に規定されており、当該規則を遵守して基準開発を行っている。</p> <p>コメント募集の期間に関して、当該規則では、「公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。」(適正手続規則第19条第3項)と定められている。</p> <p>本実務対応報告は、平成29年3月決算に向けて早急に本論点に係る取扱いを示すべきであるとの実務上の要請が聞かれることに対応して、適用時期を平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度に限って、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>当面の取扱いを定めるものであり、平成29年3月末までに開発を終了させるため、適正手続規則に従い、コメント期間を約40日弱に短縮することが、第353回企業会計基準委員会において了承されたものである。</p> <p>なお、左記のコメントについては、適正手続監督委員会に報告する。</p>
<p>21) 今後検討する論点を明確にすることを求める。</p>	<p>公開草案第16項に、平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関して引き続き検討を行う旨が示されているが、どのような点を論点として検討する想定であるかが示されると、関係者の理解の助けとなるものと考えられる。</p>	<p>今後議論が必要となる論点については、本公開草案第10項から第12項(本実務対応報告第11項から第13項)に記載した論点を中心に想定している。</p>
<p>22) 本実務対応の取扱いを継続する場合の状況を明確にすべきである。</p>	<p>公開草案第16項に、「当該検討の進捗状況によっては、本実務対応報告における取扱いを平成30年3月31日以後に終了する事業年度も継続することを検討する。」と示されているが、どのような状況の場合に本実務対応報告における取扱いを継続する想定であるかが示されると、関係者の理解の助けとなるものと考えられる(例えば、第14項で言及されている欧州における議論での統一的な見解が形成されない場合には、本実務対応報告における取扱いを継続することを想定しているのか)。</p>	<p>利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、市場関係者の合意形成が図られているか否か等を踏まえ、結論を出すことが考えられる。</p>

以上